

西脇市企業連携型奨学金返還サポート事業

従業員の**奨学金返還支援制度**を整備している**中小企業**を



兵庫県と**西脇市**が**支援**します！

令和8年度から支援対象企業を拡充！！

奨学金返還支援制度導入のメリット



若手人材の
確保・定着



企業イメージ
の向上

補助制度の概要

① 県制度協調型

(40歳未満の従業員1人当たり)

最大6万円／年度を県に上乗せ補助

補助期間
最大17年間

【制度の利用例】

≪年間返済額18万円かつ企業の年間支援額が12万円の場合≫

年間返済額18万円		
企業支援額 (12万円)		本人負担 (6万円)
企業の負担額 6万円	県補助 (企業分) 6万円	県補助 (本人分) 6万円

企業の負担額 3万円	市補助 3万円
---------------	--------------------

県と市の補助金利用で、
企業の負担は3万円で本人の負担は0円に！

② 市単独支援型

(30歳未満の従業員1人当たり)

最大6万円／年度を市単独で補助

補助期間
最大5年間

【制度の利用例】

≪年間返済額18万円かつ企業の年間支援額（代理返済又は手当支給）が12万円の場合≫

年間返済額18万円		
企業支援額 (12万円)		本人負担 (6万円)
企業の負担額 6万円	市補助 6万円	本人負担分 6万円

企業による代理返済又は手当等の支給を導入することで、
企業負担が1/2の6万円で、従業員本人の負担が18万円から6万円に軽減！

補助対象の事業者

市内に事業所を有する次のいずれかの事業者

- 1年以上市内で事業を営んでいる事業者
- 市税等を完納しており、労働関係法令に違反していない事業者

《県制度協調型》

○ 従業員への奨学金返還支援制度を設け、兵庫県の兵庫型奨学金返済支援制度を利用している事業者（※県の支援を受けるには、本社が兵庫県内にある必要があります。）

○ 市内に主たる事業所を有する個人及び法人

《市単独支援型》

○ 県補助金を受けていない市内に主たる事業所を有する個人及び法人又は市外に主たる事業所を有する個人及び法人

○ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、会社法に規定する営利会社

○ 対象従業員が返還する奨学金の全部又は一部を、日本学生支援機構に代理返還又は対象従業員に手当、一時金として支給している事業者

対象従業員の範囲

市内に住所を有する次の要件を満たす従業員

- 正社員である者
- 返済義務を有する日本学生支援機構の奨学金の受給者
- 市税等を完納している者

《県制度協調型》

○ 県補助金の要件を満たしていること

○ 申請年度末時点で 40歳未満の者

《市単独支援型》

○ 申請年度末時点で 30歳未満の者

奨学金代理返還制度

企業等が返還残額の一部又は全部を 日本学生支援機構に直接送金することにより従業員の支援をする制度です。

経費の一部としての

「税制優遇」を受けること

ができます！！

詳しくはこちら 



補助期間と補助率

《県制度協調型》

○ 補助期間：対象従業員1人につき、**最大17年間**

※兵庫県が定める認定を取得している事業者は、最大17年間まで延長可能

○ 補助率：対象従業員1人当たり、県補助金を差し引いた事業者負担額の**2分の1**（上限6万円）

経済産業省の健康経営優良法人の認定を受けている事業者は**3分の2**

補助期間	対象企業
5年	市内企業（市内に主たる事業所を有する企業）
10年	市内企業で①～③のいずれか2つ以上を取得しているもの ① SDGs 宣言企業 ② フレッシュミモザ企業 ③ ワーク・ライフ・バランス宣言企業
17年	市内企業で①～③のいずれか2つ以上を取得しているもの ① SDGs 認証企業 ② ミモザ企業 ③ ワーク・ライフ・バランス認定企業又はワーク・ライフ・バランス表彰企業

《市単独支援型》

○ 補助期間：対象従業員1人につき、**最大5年間**

○ 補助率：対象従業員1人当たり、事業者負担額の**2分の1**（上限6万円）

経済産業省の健康経営優良法人の認定を受けている事業者は**3分の2**

補助申請先・問合せ

西脇市産業活力再生部商工観光課

☎ 0795-22-3111

兵庫県奨学金返済支援制度に関する問合せ

一般社団法人兵庫県雇用開発協会

☎ 078-362-6583

